

2 川 監 公 第 4 号

令和 2 年 2 月 2 5 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 2 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川 崎 市 監 査 委 員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

令和元年度
行政監査結果報告書

補助金等について

令和2年2月25日

川崎市監査委員

目次

第1 監査の概要	1
第2 調査結果	2
1 補助金等について	2
（1）補助金等の制度概要	2
（2）本市の補助金等の状況	2
（3）補助金等の交付事務の流れ	4
2 調査の対象・方法等	4
（1）基礎調査（令和元年6月3日から6月17日）	4
（2）本調査（令和元年9月28日から12月9日）	5
3 調査結果の概要	6
（1）基礎調査結果の概要	6
（2）本調査結果の概要	10
第3 監査の結果	22
1 改善を要する事項（共通）	22
（1）補助事業の根拠規定について	22
（2）交付手続について	23
（3）補助金等の交付に対する効果検証について	24
（4）遡り処理について	25
2 改善を要する事項（個別）	25
（1）市民文化局所管分	25
（2）こども未来局所管分	25
（3）健康福祉局所管分	26
（4）消防局所管分	26
巻末	27

第1 監査の概要

1 監査の種別

行政監査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項に規定する事務の執行）

2 監査のテーマ

補助金等について

3 監査の目的

補助金等については、地方自治法第 232 条の 2 に「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。

本市においても、公益的な観点から 300 を超える補助金等を交付しており、本市の施策推進のために重要な役割を担っているが、補助金等は市税をはじめとする貴重な財源で賄われていることから、交付の目的に沿って適正に執行されなければならない。

そこで、補助金等の交付の手續が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って適切に執行されているか等を検証し、公正で効果的かつ効率的な補助金等の交付事務に資することを目的として監査を実施した。

4 監査の期間

令和元年 5 月 7 日から令和 2 年 2 月 4 日まで

5 監査の対象

各補助金等所管局区

6 監査の主な着眼点

- （1）補助金等の交付の手續が適正に行われているか。
- （2）補助金等が交付先において目的に沿って適切に執行されているか。
- （3）補助金等の交付に係る効果検証がなされているか。

7 監査委員の除斥

地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議員のうちから選任された嶋崎嘉夫監査委員及び沼沢和明監査委員は、同法第 199 条の 2 の規定により議会局所管の「政務活動費」に関する監査について除斥した。

第 2 調査結果

1 補助金等について

(1) 補助金等の制度概要

国の補助金等に関する根拠として補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）が定められており、補助金等とは「補助金、負担金、利子給付金、その他相当の反対給付を受けない給付金」と規定されている。

一方、地方公共団体では、地方自治法第 232 条の 2 で「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。「公益上必要がある場合」と限定されているとおり、「公益上の必要性」の有無が補助金等の交付に際して重要な判断基準となる。そして、「公益上の必要性」については、「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」（行政実例昭和 28 年自自行発第 186 号）とされている。

また、行政のあらゆる支出行為は、税金をはじめとする貴重な財源によって実施されるものであることから、補助金等についても当然に、どのような算定により交付されているか、また、交付先が実施する事業のうちどの部分が補助対象であるのかを明確にし、市民に対して客観的に説明することができる必要がある。

(2) 本市の補助金等の状況

本市においては、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とし、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年規則第 7 号。以下「交付規則」という。）を制定している。交付規則では、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めており、各補助金等の具体的事項は交付要綱等で定められている。

また、各補助金等について客観的な視点から必要性や効果等について検証し、費用対効果が低くなったものや、その役割が薄れたものを見直すために、財政局において平成 17 年に「補助・助成金見直し方針」が策定された。「補助・助成金見直し方針」では、人件費を含む出資法人への補助から個人に対する補助まで多様な形態を有している補助金等について、それぞれの内容に即した見直しを行うため、次のように補助金等の性質に沿った分類をしている（表 1）。

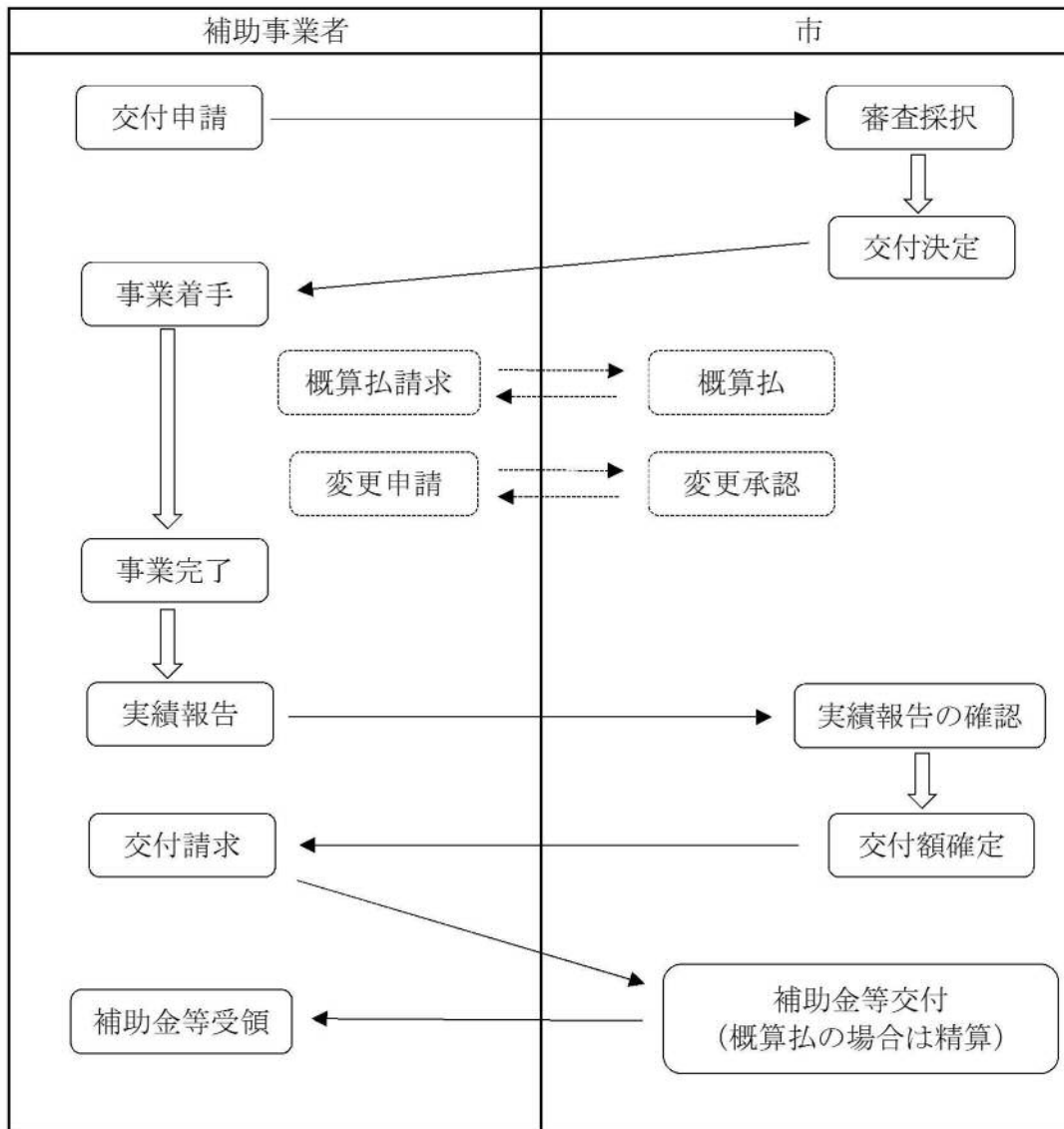
表 1 本市の補助金等の分類

I	特定財源型補助金・・・国庫補助金や県補助金などの特定財源が充当
1	事業費補助・・・・・・・・・・2以外に、事業費に対して補助
2	施設整備費補助・・・・・・・・施設建設費、整備費に対して補助
II	協調型補助金・・・・・・・・・・国・県などと協調してルールに基づき補助
III	出資法人（25％以上）への補助金・・・出資法人に対して補助
1	派遣人件費を含む補助・・・派遣職員の人件費を含めて補助
2	事業費補助・・・・・・・・・・1以外に、事業費に対して補助
IV	調整・補完型補助金・・・官民格差の是正などの目的で補助
V	団体支援型補助金・・・・・・・・市民団体などが活動するための運営費に対して補助
1	市関連団体への補助・・・Ⅲ以外の市関連団体へ補助
2	その他の団体への補助
	①公の施策団体補助・・・公の施策を補完することを目的とする団体に補助
	②市民生活団体補助・・・市民生活を支援することを目的とする団体に補助
	③経済活動団体補助・・・経済的活動を支援することを目的とする団体に補助
	④福祉団体補助・・・・・・・・福祉的活動を支援することを目的とする団体に補助
	⑤教育・文化団体補助・・・教育・文化活動を支援することを目的とする団体に補助
VI	事業支援型補助金・・・・・・・・・・市が奨励している事業に対して補助
1	研修費補助・・・・・・・・・・研究費・研修費に対して補助
2	イベント補助・・・・・・・・・・イベント開催費に対して補助
3	委託型補助・・・・・・・・・・委託的な要素を含みつつ補助
4	投資的経費への補助・・・・・・・・普通建設事業に対して補助
5	周年事業・当番市への補助・周年事業や当番市の事業に対して補助
6	利子補助金・・・・・・・・・・利子負担の軽減のために補助
7	その他事業支援補助
	①公の施策事業補助・・・公の施策を補完することを目的とする事業に補助
	②市民生活事業補助・・・市民生活を支援することを目的とする事業に補助
	③経済活動事業補助・・・経済的活動を支援することを目的とする事業に補助
	④福祉事業補助・・・・・・・・福祉的活動を支援することを目的とする事業に補助
	⑤教育・文化事業補助・・・教育・文化活動を支援することを目的とする事業に補助
VII	個人支援型補助金・・・・・・・・補助金の交付先が個人

(3) 補助金等の交付事務の流れ

一般的な補助金等交付事務の流れは図1のとおりである。

図1 一般的な補助金等交付事務の流れ



※点線は必要に応じて行う手続

2 調査の対象・方法等

(1) 基礎調査（令和元年6月3日から6月17日）

ア 趣旨・対象

本市の補助金等の状況を把握するため、平成30年度及び令和元年度に予算措置がなされていた331件の補助金等について、各所管局区に調査票等の提出を求めた。

イ 調査内容

交付額、継続年数、交付要綱等の制定の有無、支払方法、交付先団体の財務諸表の確認状況など

(2) 本調査（令和元年9月28日から12月9日）

ア 趣旨・対象

基礎調査対象 331 件の補助金等から、基礎調査の結果を踏まえ、以下のリスクアプローチの考え方により、リスクが高いと考えられる 102 件の補助金等を抽出し本調査対象とした。

本調査対象の補助金等については、詳細な調査を実施するために各所管局区に対し申請書類などの関係書類の提出を求めた。

また、102 件のうち 20 年以上継続して交付されている 62 件の補助金等については、当該補助金等の効果検証が適切に実施されているか確認するため文書による照会を実施した。

※本調査対象 102 件については、巻末に一覧表を添付

【リスクアプローチの考え方】

【共通のリスク】

- 1 令和元年度の財政援助団体等監査や会計検査院による実地検査の受検機会がないもの
・他の監査等により一定の担保がなされていないものは、リスクの発現可能性が高い。
- 2 交付金額が 1,000 万円以上のもの
・金額が高額であるほどリスクの影響度が大きい。
- 3 継続年数の長短によるもの
・リスクの発現可能性や影響度に直接関係するわけではないが、年数が長期であるほど補助事業が固定化され、見直しがされていない可能性がある。

※今回は継続年数が 20 年以上のものに着目した。

【個別のリスク】

- 4 前金払又は資金前渡で支出しているもの
・不適切な支払方法が選択されている可能性がある。
- 5 団体支援型補助金、出資法人への補助金で交付先団体の財務諸表が未確認のもの
・財政的に自立した団体に補助金等を交付している可能性がある。

【本調査対象の抽出方法】

- (1) 基礎調査対象 331 件から上記 1 に該当するものを抽出 (273 件)
- (2) (1) の中から上記 2 に該当するものを抽出 (78 件)
- (3) (1) の中から上記 4 又は上記 5 に該当するものを抽出 (34 件)
- (4) (2) 及び (3) で抽出した 112 件から重複分 10 件を差し引いた 102 件を本調査対象とした。なお、その中で上記 3 に該当するものは 62 件あった。

※令和元年度で補助事業が終了するものは本調査対象から除外した。

イ 調査内容

(ア) 補助金等関係書類（予算執行関係書類、申請関係書類、実績報告関係書類、交付要綱等）の確認

(イ) 継続年数が 20 年以上である 62 件の補助金等については、上記（ア）に加え効果検証の方法の確認

3 調査結果の概要

(1) 基礎調査結果の概要

ア 局区別の状況

局区別の補助金等の件数については、所管する補助金等の件数が最も多いのが健康福祉局 108 件 (6,958,632 千円)、次いでこども未来局 53 件 (7,736,862 千円)、経済労働局 51 件 (1,179,530 千円) の順となっている (表 2)。

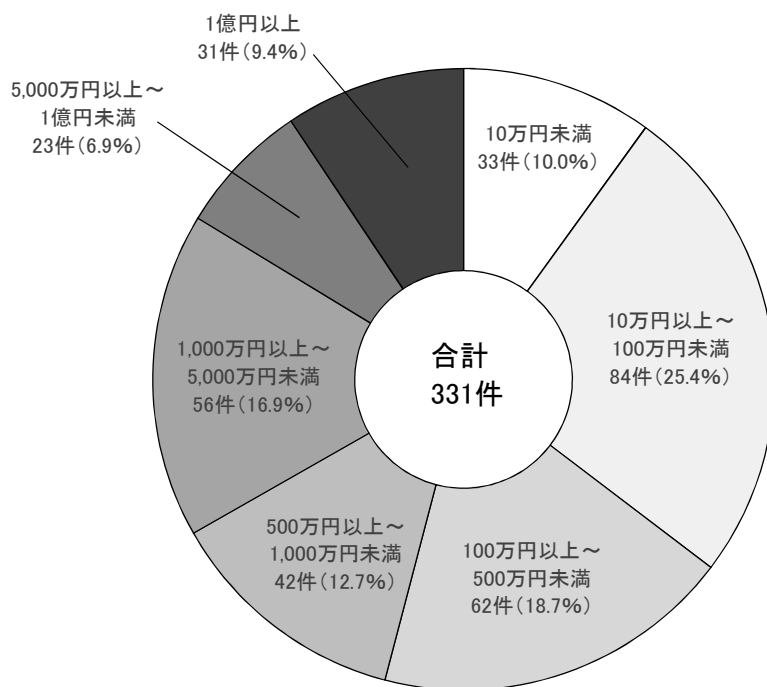
表 2 局区別の補助金等の件数及び金額

局名	件数 (件)	金額 (千円)
健康福祉局	108	6,958,632
こども未来局	53	7,736,862
経済労働局	51	1,179,530
市民文化局	38	826,228
まちづくり局	26	1,122,827
教育委員会事務局	20	303,366
環境局	10	37,457
建設緑政局	5	108,000
総務企画局	5	44,153
港湾局	3	179,043
麻生区	3	9,319
消防局	2	12,278
宮前区	2	2,499
議会局	1	307,800
幸区	1	247
多摩区	1	247
中原区	1	246
高津区	1	245
合計	331	18,828,979

イ 金額別の状況

金額別の状況については、決算額が「10 万円以上 100 万円未満」の補助金等が 84 件 (25.4%) で最も多く、次いで「100 万円以上 500 万円未満」の補助金等 62 件 (18.7%)、「1,000 万円以上 5,000 万円未満」の補助金等 56 件 (16.9%) の順となっている (図 2)。

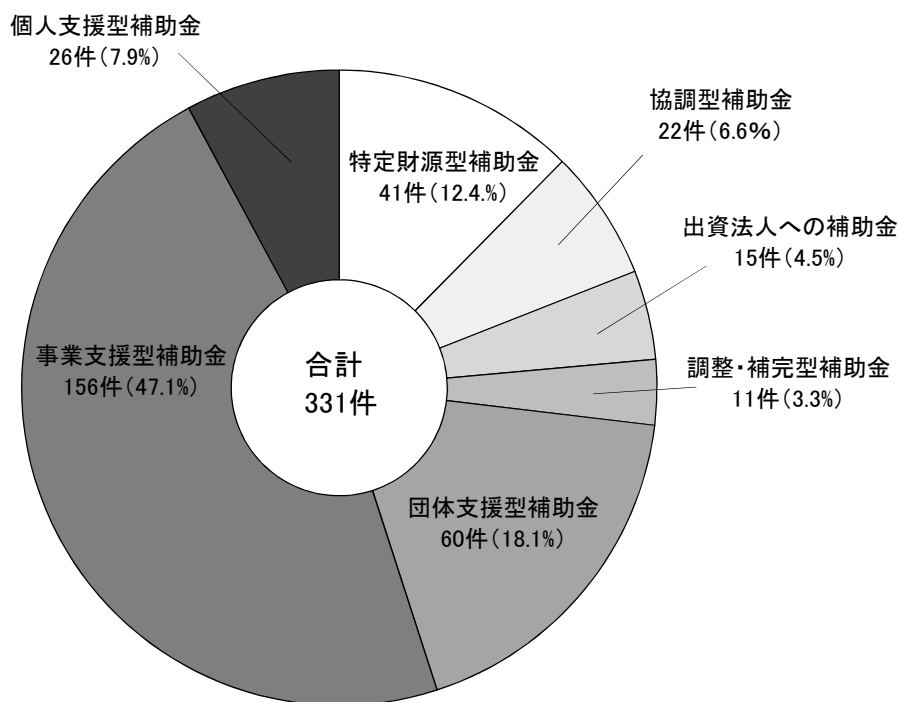
図2 金額別の状況



ウ 分類別の状況

分類別の状況については、「事業支援型補助金」が156件（47.1％）で最も多く、全体の約半数を占めており、次いで「団体支援型補助金」60件（18.1％）、「特定財源型補助金」41件（12.4％）の順となっている（図3）。

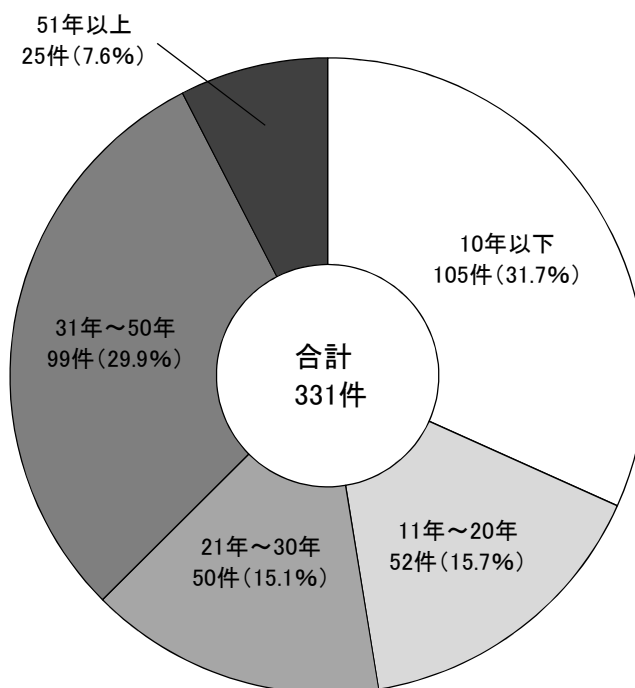
図3 分類別の状況



エ 継続年数別の状況

継続年数別の状況については、「10年以下」が105件（31.7%）で最も多く、次いで「31年～50年」99件（29.9%）、「11年～20年」52件（15.7%）の順となっている（図4）。

図4 継続年数別の状況



オ 交付要綱等の有無

交付要綱等の有無については、3件の補助金等で交付要綱等が制定されていないが、この3件はいずれも条例や条例施行規則を根拠規定としている。

カ 支出方法別の状況

地方公共団体における支出は事業完了後に支出する通常払が原則であるが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条で概算払が、同令第163条で前金払による支出ができるとされている。概算払又は前金払で支出する場合は、その支出の性質上、概算払又は前金払をしなければ支出目的が達せられないような経費であることが必要となる。また、資金前渡については、同令第161条及び川崎市金銭会計規則第92条（昭和39年規則第31号）を根拠に支出されている（表3、表4）。

支出方法別の状況については、「概算払」が168件（50.8%）で最も多く、全体の約半数を占めており、次いで「通常払」120件（36.2%）、「前金払」29件（8.8%）、「資金前渡」14件（4.2%）の順となっている（図5）。

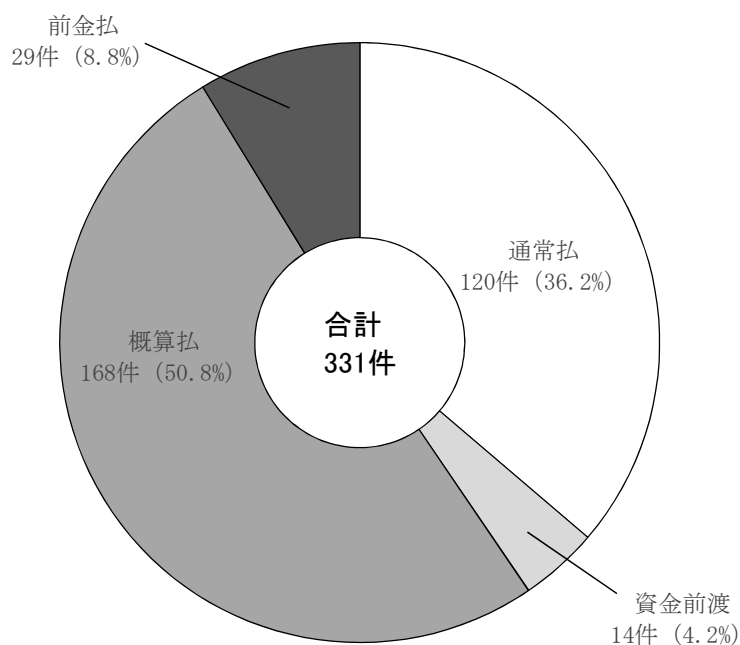
表 3 支出の特例

資金前渡	特定の経費について前渡金管理者に概括的に資金を交付し、前渡金管理者の名と責任において正当債権者に支払う方法
概算払	債権者は確定しているが、債務金額が確定しておらず、しかも履行期も到来していない場合に当該債権者に対して概算により一定の金額を支払う方法
前金払	債権者及び債務金額がともに確定しているものについて、支払うべき事実の確定又は履行時期の到来以前に当該債権者に対してその債務金額の一部又は全部を支払う方法

表 4 支出方法の比較

支出方法	正当債権者	債権金額	支出すべき時期	精 算
通常払	確定	確定	到来	不要
資金前渡	いずれか又は全てが未確定			必須
概算払	確定	未確定	未到来	必須
前金払	確定	確定	未到来	不要

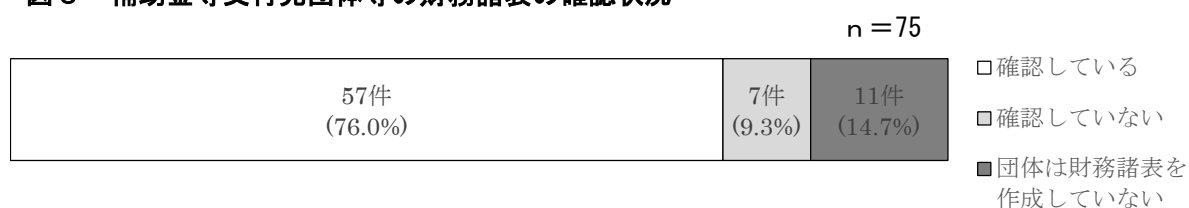
図 5 支出方法別の状況



キ 補助金等交付先団体等の財務諸表の確認状況

補助金等の交付先が団体である「団体支援型補助金」(60 件) 又は「出資法人への補助金」(15 件) においては、「当該団体の財務諸表を確認している」が 57 件 (76.0%)、「確認していない」が 7 件 (9.3%)、「団体等が財務諸表を作成していない」が 11 件 (14.7%) となっている (図 7)。

図 6 補助金等交付先団体等の財務諸表の確認状況



(2) 本調査結果の概要

ア 補助事業の根拠規定

(ア) 補助交付目的の規定

補助金等は「公益上の必要性」がある場合に支出することができる。このことから、補助金等がどのような「公益上の必要性」により交付されているのかを交付要綱等で規定する必要がある。

調査の結果、補助金等を交付する上で必要な「公益上の必要性」が交付要綱等に明文化されていないものが 33 件あった。

図 7 公益上の必要性が明文化されていない事例

川崎フロンターレ後援会補助金交付要綱 (抜粋)

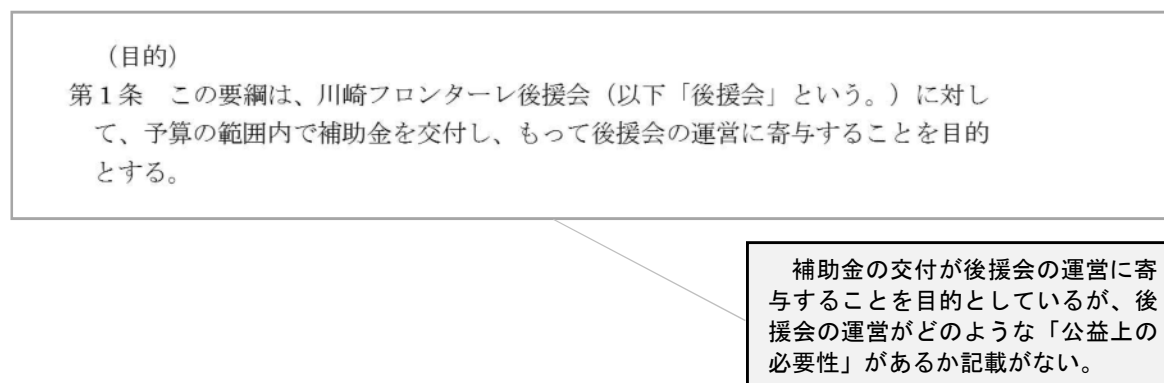
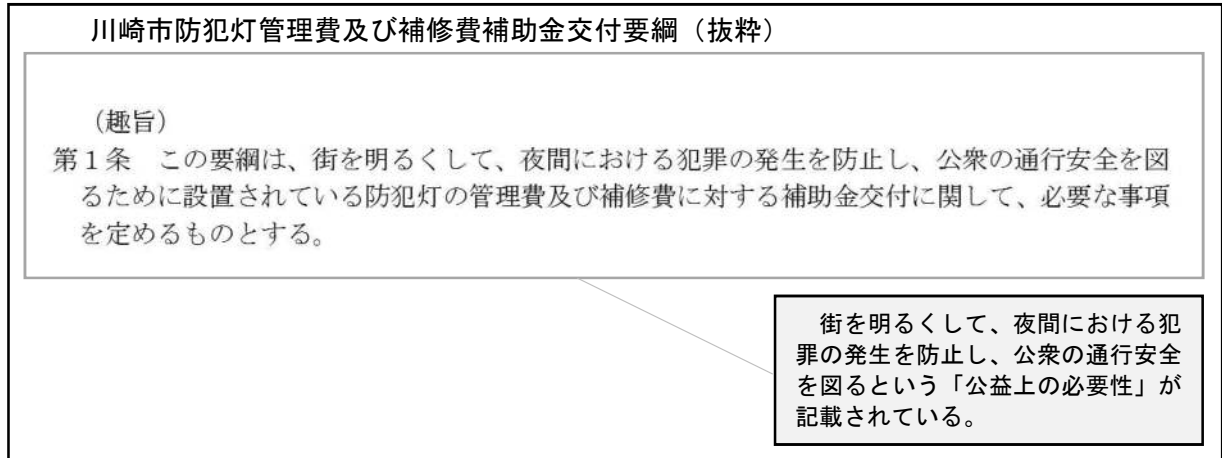


図8 【参考事例】公益上の必要性が明文化されている事例



（イ）補助対象の範囲及び算定方法の規定

補助対象の範囲や算定方法については、透明性を確保する観点から、交付要綱等でどのような経費を対象とし、どのような算定により交付額を決定しているのかを明確にする必要がある。

調査の結果、交付要綱等で補助対象の範囲や算定方法を明確に規定しているとはいえないものが43件あった。

図9 補助対象の範囲や算定方法が明確とはいえない事例

全国心臓病の子供を守る会川崎支部運営費補助金交付要綱（抜粋）

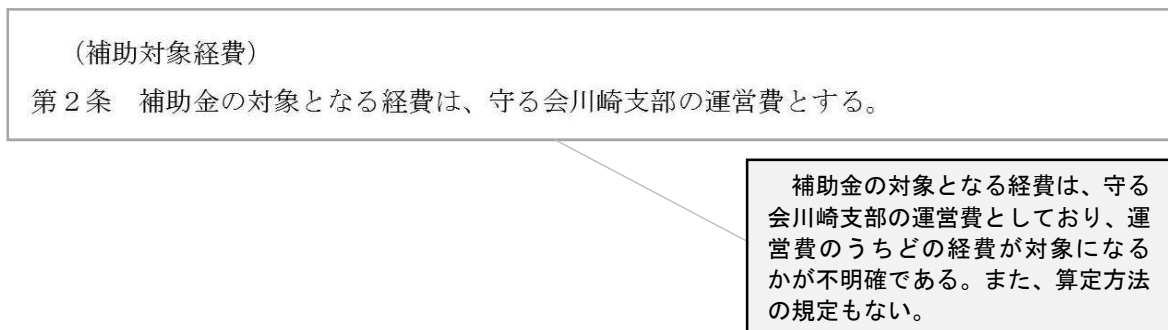


図 10 【参考事例】補助対象の範囲や算定方法が明確な事例

中部小児急病センター運営費補助金交付要綱（抜粋）

（運営費及び補助基準額）

第 3 条 補助の対象となる運営費は、別表 1 に定めるとおりとする。

2 補助金算定の基準となる額（以下「補助基準額」という。）は、別表 2 に定めるとおりとする。

（補助金額の算定）

第 4 条 補助金の額は、運営費から診療収入その他の補助事業に伴う収入額を控除した額と、補助基準額を比較して、いずれか低い方の額とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費が別表で詳細に規定されている。

（別表 1）運営費

中部小児急病センターの運営に必要な以下の経費

報酬、給料、賃金、職員手当等、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費

（別表 2）補助基準額

1 人件費

次の表の職種ごとの単価に、中部小児急病センターの診療に携わった日数、人数、補助率を乗じて算定した額

補助基準人数及び単価表（診療日 1 日あたり）

職 種	人 数	単 価
医師	1 人	65,000 円
薬剤師	1 人	15,000 円
看護師	1 人	15,000 円
臨床検査技師	1 人	15,000 円
放射線技師	1 人	15,000 円
事務員	2 人	12,500 円
補助率	70%	

2 その他管理等

	金 額
施設管理経費（中部小児急病センターの診療に係るものに限る。）	2,600,000 円
補助率	70%

補助基準額の算定方法が別表で明確に定められている。

(ウ) 交付申請書及び実績報告書の様式の規定

補助金等の交付申請書及び実績報告書については、交付要綱等で様式を定めておくことで、手続の透明性を確保するとともに必要事項の記載漏れを防ぐことができる。

調査の結果、交付要綱等で交付申請書及び実績報告書の様式を定めていないものが 13 件あった。

図 11 交付申請書及び実績報告書の様式を定めていない事例

公益財団法人川崎市生涯学習財団補助金交付要綱（抜粋）

（交付の申請）

第 3 条 生涯学習財団は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に

掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1）名称、住所及びその代表者氏名
- （2）補助事業等の目的及び内容
- （3）補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日、
その他補助事業等の遂行に関する計画
- （4）交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- （5）概算払が必要な場合は、その旨及び理由
- （6）その他市長が必要と認める事項

（実績報告）

第 6 条 生涯学習財団は、補助事業等が完了したときは、次の各号に掲げる事

項を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。

- （1）事業実績報告書
- （2）補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- （3）その他市長が必要と認める書類

交付申請書及び実績報告書に記載すべき事項が記載されているが、これらを記載した様式が定められていない。

図 12 【参考事例】交付申請書及び実績報告書の様式を定めている事例

川崎市観光関係事業補助金交付要綱（抜粋）

（交付の申請）

第 4 条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

（実績報告）

第 1 2 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書（第 3 号様式）に、市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第 1 号様式

川崎市観光関係事業補助金交付申請書	
年 月 日	
(あて先) 川崎市長	
住 所 団 体 名 代表者氏名	
川崎市観光関係事業補助金の交付を受けたいので、川崎市観光関係事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添え、次のとおり申請いたします。	
事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
事業計画書	別紙 1 のとおり
収支計算書	別紙 2 のとおり
事業完了予定日	年 月 日
補助金交付申請額	円
補助金申請額算出式	円（事業費総額）× $\frac{\quad}{\quad}$ （補助率）
概算払の有無	有 無
概算払を必要とする理由	

第 3 号様式

川崎市観光関係事業実績報告書	
年 月 日	
(あて先) 川崎市長	
住 所 団 体 名 代表者氏名	
年 月 日付けで交付を受けた川崎市観光関係事業補助金に係る補助事業の実績を、川崎市観光関係事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、関係書類を添え、次のとおり報告いたします。	
1	事業実績報告書
2	収支決算書
3	その他関係資料

(エ) 実績報告書の提出に関する規定

実績報告書は、補助金等の効果検証や適切な経費に充当されているかを確認する上で必要な書類であることから、交付要綱等で提出について規定する必要がある。

調査の結果、交付要綱等で実績報告書の提出について規定されていないものが2件あった。

図 13 実績報告書の提出が定められていない事例

公益財団法人川崎市市民自治財団補助金交付要綱

(目的) 第1条 この要綱は、公益財団法人川崎市市民自治財団（以下「財団」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、もって財団の運営に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、補助金とは、財団が運営する次の事業に対して、市が交付するものをいう。 (1) 地域自治施設事業 (2) 川崎市総合自治会館事業 (3) その他、この法人の目的達成のために必要な事業 (交付の申請) 第3条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 名称、住所及びその代表者氏名 (2) 補助事業等の目的及び内容 (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画 (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎 (5) その他市長が必要と認める事項 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 (1) 事業計画書 (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類 (3) その他市長が必要と認める書類 (補助決定及び決定通知) 第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を財団に通知するものとする。 (補助金の交付) 第5条 市長は、補助金を毎年度4回に分割して交付するものとする。 (交付決定の取消し)	第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。 (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき (2) 補助金を他の用途に使用したとき (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行なった指示又は命令に違反したとき (4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき (補助金の返還) 第7条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。 2 市長は、財団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。 (書類等の整備) 第8条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。 (委任) 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。 附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則 この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。
---	--

実績報告書の提出について要綱に規定がない。

(オ) 要綱等の公表

本市では要綱等について、行政運営の透明性を一層高め、より開かれた市政の実現及び市民自治の確立に資するとともに、情報共有の原則に基づく自治運営を推進することを目的に、本市ホームページ上に、本市が制定するすべての要綱と要綱に準じた要領等を目的別に分類し、一覧形式で公表する取組がなされている。

調査の結果、交付要綱等がホームページ上に公表されていないものや、改正が反映されていないもの、申請書等の様式が添付されていないものなど、公表方法に不備があるものが43件あった。

図 14 ホームページに要綱の改正が反映されていない事例

川崎市ホームページ

川崎市要綱

川崎市要綱を検索 Google カスタム検索

分類	住所の届出・戸籍・年金・税金・相談 保健・医療・衛生等 福祉（障害、高齢者、児童、一人親等） 文化・教育・青少年・スポーツ・施設 平和・人権・市民参加・交流 まちづくり・道路・河川・港湾 環境情報・みどり公園・ごみ・水道・公害 産業経済・勤労者行政 その他の市政・行政情報
区分	事業 補助・助成 指通 組織 その他

＞ **福祉（障害、高齢者、児童、一人親等）（補助・助成）**

* [特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会補助金交付要綱（2011年11月22日）](#)

* [川崎市老人福祉施設育成費助成交付要綱（2011年5月17日）](#)

現在位置： [トップページ](#) ＞ [市政情報](#) ＞ [条例・要綱・公報](#) ＞ [川崎市要綱](#) ＞ [川崎市要綱（健康福祉局）](#) ＞ [川崎市老人福祉施設育成費助成交付要綱](#)

川崎市老人福祉施設育成費助成交付要綱

21年5月17日

制定年月日
平成18年（2006年）4月1日

最近改正年月日
平成28年（2016年）4月1日

概要
入所者の処遇の向上及び施設職員の待遇改善並びに施設経営の健全化を図るため、老人福祉施設に対し予算の範囲内において助成金を交付する。

要綱PDFファイル

当該要綱の最近改正年月日は平成30年4月1日であるが、ホームページに掲載されている最近改正年月日が過去の日付になっていた。

また、PDFファイルのデータも更新されていなかった。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（附 則 平成29年4月1日・28川健高事第1682号・市長決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（附 則 平成30年4月1日・30川健高事第43号・市長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

イ 交付手続について

(ア) 交付申請書類

補助金等の交付決定に際しては交付申請書類に基づき審査を行うこととなるが、交付申請書類に不備がある場合には適正な審査を行えないおそれがある。

調査の結果、補助金等の交付要綱等に定められた記載事項が交付申請書に記載されていないものや様式を使用していないもの、交付申請書に添付されるべき書類が不足していたものなど、申請書類に不備があったものが3件あった。

図 15 交付要綱等に定められた記載事項が交付申請書に記載されていない事例

川崎市法律援助事業補助金交付要綱（抜粋）

（交付の申請）

第4条 弁護士会は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 当該申請に係る事業の目的及び内容
- (3) 当該申請に係る事業の経費の配分及び使用方法、補助金交付事業の完了の予定日その他当該事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

交付申請書

補 助 金 交 付 申 請 書	
平成30年 4月 / 日	
川崎市長 福田 紀彦 様	横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会 会長 芳野 直子
平成30年度神奈川県弁護士会の法律援助事業に対し、下記のとおり補助金を交付されたく申請します。	
記	
補助金額	金450,900円
以上	

提出された申請書に、要綱で規定されている記載すべき事項の一部が記載されていなかった。

図 16 交付申請書に添付されるべき書類が不足していた事例

川崎市老人福祉施設事業協会運営費補助金交付要綱（抜粋）

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎市老人福祉施設事業協会運営費補助金申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受ける事業の計画書及び収支予算書
- (3) 老施協の会則及び会員名簿
- (4) 補助金の算定資料

交付申請書の該当部分

2 添付書類

- (1) 申請理由書
- (2) 平成30年度川崎市老人福祉施設事業協会事業計画書
- (3) 平成30年度川崎市老人福祉施設事業協会予算書
- (4) 川崎市老人福祉施設事業協会会則
- (5) 川崎市老人福祉施設事業協会会員名簿

交付申請書に添付されるべき書類のうち、「(4) 補助金の算定資料」が添付されていなかった。

（イ）支出方法

支出方法については、事業完了後に支出する通常払が原則であるが、交付先の財政状況等により事業完了前に支出する概算払や前金払を行うことができるとされている。また、即時払いをする場合や支出先が多数である場合には資金を前渡金管理者に渡し、前渡金管理者が債権者に対して支払う資金前渡を行うことができる。

しかしながら、これらは支出の特例であり、前金払は精算行為を伴わないことから、本来であれば返還すべき経費が戻入されないおそれがあり、資金前渡については事前に現金化することから、公金の紛失や横領といったリスクがある。

調査の結果、金額が未確定と考えられるものに前金払で支出しているものや、支出件数が少数であり資金前渡で支出する必要がないものなど、支出方法が不適切であると考えられるものが14件あった。

図 17 金額が未確定と考えられるものに前金払で支出している事例

高津区民祭補助金交付要綱（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において、補助金とは、実行委員会が実施する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業に対して、市が交付するものをいう。

- (1) 区民祭の周知を図るために要する事業
- (2) 会場の設営、運営に要する事業
- (3) イベント実施に要する事業

各事業を補助対象としており、事業完了後でなければ金額が未確定と考えられる。

(ウ) 実績報告書類

実績報告書類は、補助金等を交付した効果の検証や使途の確認において必要な書類であり、不備がある場合には適正な確認等が行えないおそれがある。

調査の結果、事業報告に関する資料が添付されていないものや、収支計算に関する資料で補助金等がどの経費に充当されているのか不明確なもの、交付要綱等で定められている様式を使用していないものなど、実績報告書類に不備があったものが27件あった。

図18 事業に関する報告書が添付されていない事例

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会育成費等補助金交付要綱（抜粋）

(報告)

第6条 この補助金の実績報告は、実績報告書（第3号様式）に次の書類を添付し、当該年度終了後30日以内に市長に対して報告するものとする。

(1) **事業報告書及び収支決算書**

(2) その他市長が必要と認めるもの

提出された実績報告書には、別紙で補助金の精算書が添付されているが、事業報告書が添付されていない。

実績報告書

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会育成費等補助金実績報告書

30川社第576号
平成31年3月31日

川 崎 市 長
榎 田 紀 彦 様

報告者 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 会 長 佐 藤 忠 彦

関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金の種類	社会福祉協議会育成費補助金
2 交付を受けた補助金の額	137,641,000円
3 支出した補助金の額	137,641,000円
4 残 額	0円

別 紙

平成30年度社会福祉協議会育成費補助金精算書

単位:円

補助金額	支出額	不用額
社協職員分 137,641,000	本俸 83,707,200	▲ 32,524,776
プロパー職員(20名)、民児協事務局長(1名)、常務理事(1名)、非常勤職員1(1名)、非常勤職員2(1名) *30年度プロパー1名)	諸手当 60,929,357	
	法定福利費 25,529,219	
補助金合計	支出合計	戻入額
137,641,000	170,165,776	0

図19 収支計算書で補助金等の充当先が不明確な事例

川崎市原爆被爆者の会運営費補助金の決算報告資料該当部分

平成30年度 決算報告

(単位:円)

収入の部		支出の部		備 考
繰越金	34,499	活動費	407,139	
会 費	81,000	交通費	32,040	
補助金	299,000	通信費	6,424	
募 金	8,000	事務用品費	11,692	
参加費	87,250	慶弔費	9,000	
雑収入	4,840	繰越金	48,294	
利 息	0			
合 計	514,589		514,589	

平成30年4月1日より平成31年3月31日まで

市からの補助金が、支出の部のどの経費に充当されたかが分からない。

図 20 【参考事例】収支計算書で補助金等の充当先が明確な事例

「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金の収支計算書類の該当部分

平成30年度 収支計算書説明書類

(単位＝円)

収 入 の 部	予算額	決算額	備 考
1 事業収入	250,250	250,251	
	200,000 交際会会費 50,250 マスコット	257,000 交際会会費 250,000 マスコット 7,000 音楽のまち・かわさき推進協議会補助金	
2 補助金収入	21,116,000	21,136,198	
	21,116,000 市補助金	21,136,198 市補助金 (21,136,198) 市補助金	
3 雑収入	0	198,246	雑収入(200,000) 雑収入(200,000) 雑収入(200,000)
当期収入合計(A)	271,366,000	271,386,449	

支 出 の 部	予算額	決算額	備 考
1 事業費	21,224,000	21,224,000	
	2,000,000 人件費 1,800,000 人件費 200,000 人件費	2,000,000 人件費 1,800,000 人件費 200,000 人件費	
2 経費	19,224,000	19,224,000	
	19,224,000 経費	19,224,000 経費	
3 雑費	0	0	
当期支出合計(B)	21,224,000	21,224,000	

市補助金
21,136,198
4,188,130
1,491,743
2,696,387
0
57,066
594,842
584,842
10,000
16,340,106
4,640,581
4,640,581
9,855,983
6,089,277
3,132,000
634,706
886,448
794,648
91,800
957,094
804,264
152,830
-43,946
21,136,198

支出の部に「市補助金」という欄があり、どの経費に充当されたかが明確である。

ウ 効果検証について

補助金等の交付は公益上の必要性を根拠とするものであることから、交付要綱等で規定している交付目的が達成できているか効果検証をする必要がある。また、補助金等が長期間継続して交付されているものについては、すでに目的が達成されていないか検証し、今後の継続の必要性等を検討しなければならない。

調査の結果、効果検証を実施していないものはなかったが、客観的に評価できる指標が設定されていないものが 41 件あった。また、実績報告書に事業の成果に関する記載がないにもかかわらず、実績報告書を確認して効果検証をしているとされたものが 1 件あった。

図 21 【参考事例】効果検証の方法が適正な事例

公益財団法人川崎市国際交流協会 経営改善及び連携・活用に関する取組評価（抜粋）

経営改善及び連携・活用に関する取組評価
(平成30(2018)年度)

法人名(団体名)

公益財団法人川崎市国際交流協会

所管課

市民文化局市民生活部交流推進担当

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

○本市の国際施策に係る総合計画「川崎市国際政策推進プラン」及び多文化共生社会の実現に向けた「多文化共生社会推進指針」に基づく施策が効果的・効果的に行われるよう、市関係部局と密に連携、役割分担をしながら、法人が専門性や柔軟性をもって具体的な取組を推進します。

【取組内容】

- 市民レベルでの国際交流を促進するための事業を実施するとともに、民間交流団体やボランティア等の活動を支援し、活動支援のための情報提供機能、ネットワーク機能、コーディネート機能、人材育成機能等を有する支援組織としての役割を担います。
- 多文化共生を推進するため、外国人市民への日本語学習支援をはじめとする生活支援、平常時・災害時の情報提供、多言語による相談等、公共性が高く、専門性を要するサービスの担い手としての役割を担います。
- 国際交流や多文化共生の推進にかかわる地域の課題について、実践的な調査・研究を行い、解決に向けた事業の展開につなげます。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		戦略的なシティプロモーション	都市イメージの向上とシビックプライドの醸成
	分野別計画	川崎市国際政策推進プラン	

4. 4年計画の目標

- 高い専門性を持ちながら多様化・複核化する市民ニーズに柔軟かつ効果的に対応することで行政機能を補完・代替・支度するという法人本来の役割を果たします。
- 法人の役割として、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与するために、市民や外国人のための情報提供や、国際理解・多文化共生のための講座などの事業を実施します。
- 交流促進のための民間国際交流団体及びボランティアの育成、登録を促進するとともに、行政や教育機関等からの依頼に対し登録者をコーディネートし、様々な活動支援を行います。さらに、幅広くネットワーク化することで、市民を主体とした国際交流・多文化共生活動の幅を拡充します。
- 事業収益の確保に引き続き努めながら、その他の自主財源確保に向けた取組を進めます。
- 事業実施については、公益性の観点から、定期的に分析、評価を行うとともに、実施効果を検証します。

2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組地	事業名	指標	単位	実績値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (平成30 (2018)年度)	実績値 (平成30 (2018)年度)	達成度 (%)	本市による評価 (達成度 (%)・ 重要度 (高/中/低))	今後の取組の 方向性 (高/中/低)
①	国際交流促進事業	国際交流・理解のための講座の受講者数	人	1,181	1,181	1,074	c	B	I
		外国人市民の事業への企画・運営参加数	人	92	93	101	a		
		留学生ホームビジット参加者数及び留学生との交流会参加者数	人	282	287	319	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	39,904	40,000	47,574	3)		
②	民間交流団体及びボランティア活動支援事業	ボランティア登録件数	件	1,158	1,215	1,248	a	A	I
		ボランティアのコーディネート件数	件	810	830	833	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	6,430	6,500	6,182	1)		
③	多文化共生推進事業	外国人市民対象のイベント・講座参加者数	人	315	325	274	c	D	II
		日本語講座受講者数	人	467	487	429	c		
		外国人相談件数	件	1,731	1,817	1,558	c		
		事業別の行政サービスコスト	千円	10,442	10,500	9,600	1)		

事業の目標値を設定し、実績値に応じた達成状況を確認することにより、補助事業の効果検証をしている。
※今回の監査では、指標自体が適正かについては確認していない。

エ 遡り処理について

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

調査の結果、補助金等の予算執行伺の日付を確認したところ、長期間遡って予算執行伺等を処理していたものが2件あった。

第3 監査の結果

本市では、300 を超える補助金等を交付しており、その形態は国や県などと協調して交付しているものや、事業や団体の支援を目的とするもの、個人の支援を目的とするものなど、多種多様である。

今回の監査では、平成 30 年度及び令和元年度に予算措置がなされていた 331 件の補助金等について基礎調査を実施し、このうち、リスクアプローチの考え方により 102 件を抽出し、書面調査により要綱等の規定方法、一連の交付手続などの事務執行の実態把握を行った。さらに、20 年以上継続して交付されている補助金等については、効果検証の実施状況確認も行った。

その結果、おおむね適正に事務が執行されていると認められ、また、他の補助金等の交付事務でも参考となる事例も見られたが、次のとおり改善すべき事項や検討を要する課題が認められた。

補助金等は本市の施策推進のために重要な役割を担っているが、市税をはじめとする貴重な財源で賄われている。本市の厳しい財政状況を踏まえると、限られた財源を有効に活用することが求められることから、補助金等の交付については適正な事務手続はもとより、効果検証についても適切に実施され、より効果的に執行されるよう見直し・改善の取組を続けていくことが必要と考える。

については、本監査結果により、一連の交付手続の再点検がなされるとともに、効果検証の重要性が再認識され、今後、各所管局区における補助金等の交付について必要な検討、改善が行われ、本市全体の補助金等の交付がより適正かつ効果的に行われることを期待する。

1 改善を要する事項（共通）

（1）補助事業の根拠規定について

ア 公益上の必要性の明文化

地方公共団体における補助金等の交付は、地方自治法第 232 条の 2 に規定されている「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」を根拠としている。このことから、「公益上の必要性」の有無が補助金を交付する際の重要な判断基準となるが、補助金の交付目的が明らかになっていなければその必要性を判断することができない。そのため、補助金の交付要綱等における目的の規定においては、「公益上の必要性」を明記する必要がある。

調査の結果、補助金の交付要綱等に「〇〇に補助することを目的とする」といったように、補助金を交付すること自体が目的とされ、どのような公益上の目的から補助金を交付するのか規定されていないものがあった。

補助金は公益上必要がある場合に交付することができるとされていることから、交付要綱等に「公益上の必要性」を含めた交付目的を規定されたい。

イ 補助対象経費の明確化

補助対象経費については、交付額や使途の透明性を確保する観点から、交付要綱等で補助対象の範囲と算定方法を明確にする必要がある。

調査の結果、補助対象の範囲を運営費や事業費全般としているものなど、補助対象の範囲が

不明確なものがあった。また、交付額の算定方法が交付要綱等で規定されておらず、どのように交付額が算出されたか確認できないものもあった。

補助対象の範囲や算定方法が不明確であると、交付額の妥当性や使途の透明性を確保できないため、補助対象の範囲は全般とせず、例えば運営費のうち「事務局職員1名分の人件費」や「事務所の年間賃借料」とするなど、詳細に規定するよう検討されたい。さらに、交付額の算定については、単価と数量から算定する方法や、補助率を設定し補助対象経費総額にその率を乗じて算定される額とするなど、金額が明確に算出できるよう規定することを検討されたい。

ウ 交付申請書及び実績報告書の様式化

交付申請書及び実績報告書について、交付要綱等で様式を定めることにより、手続の透明性の確保や必要事項の記載漏れの防止が期待でき、事務の効率化にもつながる。

調査の結果、交付要綱等で交付申請書及び実績報告書に記載する事項を規定しているものの、様式化されていないものがあった。

手続の透明性の確保や事務の効率化のため様式を定めることが望ましいことから、交付申請書及び実績報告書について様式化することを検討されたい。

エ 実績報告書の提出の明文化

実績報告書は、補助金等が適切な経費に充当されているか確認することや効果検証を行う上で必要な書類であることから、交付要綱等で提出について規定する必要がある。

調査の結果、実績報告書が未提出のものはなかったが、交付要綱等で実績報告書の提出について規定されていないものがあった。

実態の把握や効果検証の観点から、実績報告書の提出について交付要綱等で規定されたい。

オ 要綱等のホームページへの掲載

要綱等は行政運営の透明性の向上及び情報共有の原則に基づく自治運営の推進を図り、より開かれた市政の実現及び市民の自治確立を目的として本市ホームページで公表されている。

また、補助金等の交付要綱等については、補助金等の申請者が事前にどのような事業が対象になるのか、どのような書類が必要かなどを確認することも考えられる。

調査の結果、交付要綱等がホームページに掲載されていないものが確認された。また、ホームページに掲載されているが、最新改正日の日付や添付データが古いものもあった。さらに、交付要綱等で定めた様式がホームページに掲載されていないものもあった。

行政運営の透明性の向上等を図るとともに、補助金等の申請者が事前に対象事業や必要な書類を確認できるよう、ホームページに様式を含め、最新の交付要綱等を掲載されたい。

(2) 交付手続について

ア 交付申請書類に不備があったもの

補助金等の交付決定に際しては、交付要綱等で定められた申請書や添付資料に基づき、交付団体の事業目的、事業内容及び収支状況等を十分に審査する必要がある。

調査の結果、申請書に添付されるべき書類が添付されていなかったもの、申請書の記載内容

に不備があったもの、交付要綱等に様式が定められているにもかかわらず別様式を使用されていたもの、様式の内容を変えていたものがあった。

補助金等の交付申請を適正に審査するために、交付要綱等に定められている資料が添付されていないものは必要な書類を求められたい。また、申請書の記載内容に不備があるものや交付要綱等に規定されている様式以外の様式で申請されているものは必要な補正を指導されたい。

イ 支出方法が不適切なもの

支出方法については、事業完了後に支出する通常払が原則であるが、交付先の財政状況等により事前に支出しなければ団体の運営や事業ができない場合には、事業完了前に支出する概算払や前金払を行うことができる。また、即時払いをする場合や支出先が多数である場合には資金を前渡金管理者に渡し、前渡金管理者が債権者に対して支払う資金前渡を行うことができる。

これらの支出方法は全て支出の特例であり、前金払については精算行為を伴わないため、本来であれば返還すべき経費が戻入されないおそれがあり、また、資金前渡については事前に現金化するため、公金の紛失や横領といったリスクがあることから、適切な支出方法を選択する必要がある。

調査の結果、金額が未確定と考えられるものに前金払で支出しているものや、支出先が少数であるにもかかわらず資金前渡で支出しているものがあった。

金額が確定していないものに前金払で支出しているものは、返還すべき経費が適切に精算されるよう概算払で支出されたい。

また、公金の紛失や横領のリスクを防ぐため、資金前渡で支出する必要があるものは支出方法を見直されたい。

ウ 実績報告書類に不備があったもの

実績報告書類は、補助金等が適切な経費に充当されているか確認することや効果検証を行う上で必要な書類である。

調査の結果、実績報告書が提出されているものの、内容が収支関係のみで事業に関する記載がないものや収支決算書で補助金等がどの経費に充当されているかが不明確なものがあった。また、交付要綱等で定められた書類が添付されていないもの、規定されている様式とは別の様式で提出されているものもあった。

不適切な支出の有無の確認や効果検証を行うために、交付要綱等に定められている資料が添付されていないものは必要な書類を求められたい。また、実績報告書の記載内容に不備があるものや交付要綱等に規定されている様式以外の様式で申請されているものは必要な補正を指導されたい。

(3) 補助金等の交付に対する効果検証について

補助金等の交付は公益上の必要性を根拠に支出するものであることから、交付要綱等で規定している交付目的が達成できているか効果検証を行う必要がある。また、補助金等が長期間継続して交付されているものについては、すでに目的が達成されていないか検証し、今後も継続するかそれとも廃止するのかを判断しなければならない。

調査の結果、効果検証を実施していると回答があったものの、客観的に評価できる指標が設定されていないものがあった。また、実績報告書を確認して効果検証をしていると回答があったものの、実績報告書に事業の成果に関する記載がなく、効果検証が不十分であると考えられるものがあった。

補助金等は様々な性質のものがあり、評価指標を設定すること自体が難しいものもあるが、客観的に効果を説明するためには、交付目的に応じた評価指標を設定することが望ましいことから、可能な限り評価指標を設定するよう検討されたい。また、実績報告書に事業の成果に関する記載がないにもかかわらず、実績報告書を確認して効果検証をしているものは効果検証が不十分であると考えられるため、効果検証の方法を見直されたい。

(4) 遡り処理について

川崎市予算及び決算規則第 23 条第 1 項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

調査の結果、後日、日付を長期間遡って処理していた事例があった。

歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないと規定している川崎市予算及び決算規則に違反していることから、予算執行伺の手続を適正に行われたい。

2 改善を要する事項（個別）

(1) 市民文化局所管分

防犯灯管理費・補修費補助金

本補助金は、防犯灯が適切に維持管理され、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図ることを目的としている。

本補助金の補修費の算定について、川崎市防犯灯管理費及び補修費補助金交付要綱第 4 条第 2 項に「町内会等が維持管理し、当該年度 4 月 1 日時点で現存する防犯灯 1 灯につき、1,100 円を限度とする。」と規定されている。このことから、補修費の補助金額を算定するためには、防犯灯の数量を確認する必要がある。

調査の結果、数量の確認については制度所管の市民文化局ではなく、各区役所及び支所で行っているが確認方法に統一的な基準がないため、各区役所や支所で確認方法が異なっていた。

防犯灯の数量は交付額に影響する重要な数値であることから、各区役所及び支所の確認方法が異なることがないように、制度所管局である市民文化局において統一的な基準を設けられたい。

(2) こども未来局所管分

神奈川県児童福祉文化体育協会補助金及び神奈川県児童福祉施設職員研究会補助金

神奈川県児童福祉文化体育協会補助金は、中長期にわたって児童養護施設等で生活している児童に対し、季節にあった文化・体育行事を企画実施し、児童の創造性や主体性、集団活動を伴う協調性を養うことを目的として活動している同協会の運営に補助することにより、児童養護施設等の入所児童の福祉向上を図ることを目的としている。

また、神奈川県児童福祉施設職員研究会補助金は県内の児童養護施設等の施設職員が、被虐待

児への対応や支援方法の習得等を行う活動に対し補助することにより、施設職員の入所児童への対応能力を向上させることを通じて入所児童の福祉向上を図ることを目的としている。

調査の結果、これらの補助金の交付額については県内5県市分を協定等で定めるとされていたが、その協定等が文書として存在しなかった。

協定書等がなければ補助金の交付額が不明確であることから、協定書等を作成されたい。

(3) 健康福祉局所管分

高齢者外出支援乗車事業費補助金

本補助金は、高齢者の社会的活動への参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としている。

調査の結果、本補助金の交付の根拠は川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例(平成16年条例第10号)に規定されているが、補助対象経費や申請書類などの具体的な事務に関する定めがなかった。

補助金の交付事務の透明性を確保する観点から、補助対象経費や手続に必要な書類などを定める交付要綱等を制定されたい。

(4) 消防局所管分

消防団活動補助金

本補助金は、消防団の育成及び健全運営を図ることを目的としている。

補助金の交付対象は川崎市消防団運営補助金等交付要綱第2条で「消防団の運営事業」「消防団員互助会運営事業」「消防団員被服補修事業」「消防始式開催事業」の4つの事業としている。

調査の結果、実際に支出している事業としては「消防団の運営事業」のみで、そのほかの事業については既に廃止されている事業であり、支出もされていなかった。

廃止されている事業が要綱に規定されていると、事業が存在していると誤解を招くため、要綱から不必要な規定を削除されたい。

本調査対象及び改善を要する事項（共通）該当項目一覧表

■本調査対象及び改善を要する事項(共通)該当項目一覧

✓ 改善を要する又は改善を検討すべきもの

No	基本情報				リスク評価				改善を要する事項(共通)項目											
	補助金等名称	所管局区	H30年度 決算額 (千円)	継続 年数	金額 (1千 万円 以上)	支払 方法 (前金 払又は 資金前 渡)	財務 諸表を 確認し ていないもの	継続 年数 (20年 以上)	(1)ア 公益上 の必要 性の明 文化	(1)イ 対象経 費の明 確化	(1)ウ 申請書 等の様 式化	(1)エ 実績報 告書の 提出の 明文化	(1)オ 要綱等 のHP掲 載	(2)ア 申請書 類の不 備	(2)イ 支出方 法が不 適切	(2)ウ 実績報 告書類 の不備	(3) 効果検 証につ いて(評 価指 標の設 定が不 十分)	(3) 効果検 証につ いて(評 価指 標の設 定が不 十分)	(4) 選り処 理	
1	政務活動費	議会局	307,800	17	○	○														
2	川崎市自主防災組織活動助成金	総務企画局	10,006	35	○			●												
3	川崎市自主防災組織防災資器材 購入補助金	総務企画局	21,993	41	○			●					✓							
4	川崎市国際交流協会補助金	市民文化局	26,137	29	○			●		✓										
5	防犯灯管理費・補修費補助金	市民文化局	89,895	57	○	○		●			✓						✓			
6	防犯カメラ設置補助金	市民文化局	10,275	2	○								✓							
7	川崎市市民自治財団補助金	市民文化局	45,509	39	○			●	✓	✓	✓	✓				✓	✓			
8	かわさき市民活動センター補助金	市民文化局	102,312	35	○			●	✓	✓										
9	かわさき市民公益活動助成事業 補助金	市民文化局	17,751	14	○					✓										
10	法律援助事業補助金	市民文化局	312	26			○	●		✓	✓			✓						
11	川崎市全町内会連合会補助金	市民文化局	18,223	48	○			●			✓						✓			
12	町内会・自治会会館整備補助金	市民文化局	29,543	3	○															
13	川崎市文化財団補助金	市民文化局	322,192	33	○			●	✓	✓	✓					✓				
14	小黒恵子童謡記念館管理運営費 補助金	市民文化局	23,140	1	○								✓							
15	「音楽のまち・かわさき」推進協議 会補助金	市民文化局	21,136	14	○					✓										
16	川崎・しんゆり芸術祭補助金	市民文化局	15,000	9	○				✓	✓						✓				
17	川崎フロンターレ後援会補助金	市民文化局	20,000	17	○				✓	✓	✓									
18	幼児園児保育料補助金	こども未来 局	11,000	13	○	○														
19	私立幼稚園協会事業補助金	こども未来 局	363,789	55	○			●			✓		✓				✓			
20	全国心臓病の子供を守る会運営 費補助金	こども未来 局	170	45		○		●	✓	✓					✓		✓			
21	川崎市民間児童館運営費等補助 金	こども未来 局	23,885	12	○															
22	児童養護施設等育成費助成金	こども未来 局	78,079	46	○			●					✓				✓		✓	
23	神奈川県児童福祉文化体育協会 補助金	こども未来 局	100	46		○		●	✓	✓			✓		✓	✓	✓			
24	神奈川県児童福祉施設職員研究 会補助金	こども未来 局	58	46		○		●	✓	✓			✓		✓	✓	✓			
25	「母と子の集い」開催補助金	こども未来 局	30	42		○		●	✓	✓			✓		✓	✓	✓			
26	認可化移行準備費補助金	こども未来 局	49,511	0	○								✓						✓	
27	川崎認定保育園園児保育料補助 金	こども未来 局	663,760	5	○	○							✓							
28	川崎市保育まつり補助金	こども未来 局	375	44		○		●	✓	✓			✓			✓				
29	女性等緊急一時保護施設補助金	こども未来 局	10,000	16	○					✓			✓							

No	基本情報				リスク評価		改善を要する事項(共通)項目												
	補助金等名称	所管局区	H30年度 決算額 (千円)	継続 年数	金額 (1千万 円以上)	支払 方法 (前金 払又は 資金前 渡)	財務 諸表 を確認 してい ないも の	継続 年数 (20年 以上)	(1)ア 公益上 の必要 性の明 文化	(1)イ 対象経 費の明 確化	(1)ウ 申請書 等の様 式化	(1)エ 実績報 告書の 提出の 明文化	(1)オ 要綱等 のHP掲 載	(2)ア 申請書 類の不 備	(2)イ 支出方 法が不 適切	(2)ウ 実績報 告書類 の不備	(3) 効果検 証につ いて(評 価指 標の設 定が不 十分)	(3) 効果検 証につ いて(効 果検 証が不 十分)	(4) 選り処 理
30	社会福祉協議会育成費補助金	健康福祉局	137,641	63	○			●	✓	✓			✓			✓	✓	✓	
31	福祉バール運営費補助金	健康福祉局	180,517	25	○			●		✓			✓			✓	✓		
32	川崎公害病患者と家族の会運営費補助金	健康福祉局	800	47	○			●		✓					✓		✓		
33	神奈川県難病団体連絡協議会補助金	健康福祉局	250	37	○			●	✓	✓					✓	✓	✓		
34	川崎市原爆被爆者の会運営費補助金	健康福祉局	598	50	○	○		●	✓	✓	✓				✓	✓	✓		
35	病院内保育事業運営費補助金	健康福祉局	10,022	26	○			●		✓			✓				✓		
36	川崎市ナースセンター運営費補助金	健康福祉局	11,147	25	○			●	✓	✓						✓	✓		
37	保護施設育成費助成金	健康福祉局	36,934	26	○			●					✓	✓			✓		
38	老人福祉施設育成費助成金	健康福祉局	581,342	46	○	○		●					✓				✓		
39	ふれあい活動支援事業補助金	健康福祉局	20,376	34	○			●	✓	✓						✓	✓		
40	川崎市老人クラブ連合会育成費補助金・単位老人クラブ育成費補助金	健康福祉局	67,223	40	○			●		✓	✓						✓		
41	高齢者外出支援乗車事業費補助金	健康福祉局	1,714,246	14	○					✓	✓	✓				✓	/	/	
42	川崎市シルバー人材センター運営費補助金	健康福祉局	47,736	38	○			●		✓							✓		
43	地域密着型サービス整備費補助金	健康福祉局	88,952	10	○								✓				/	/	
44	民間特別養護老人ホーム等整備費補助金	健康福祉局	583,580	31	○			●					✓						
45	川崎市老人福祉施設事業協会運営費補助金	健康福祉局	13,174	26	○			●		✓			✓	✓		✓	✓		
46	障害者ショートステイ事業運営費補助金	健康福祉局	96,352	15	○				✓							✓	/	/	
47	知的・身体障害者グループホーム運営費補助金	健康福祉局	14,008	12	○				✓								/	/	
48	精神障害者グループホーム運営費補助金	健康福祉局	62,743	12	○				✓								/	/	
49	民間障害(児)者施設等運営費補助金	健康福祉局	278,199	15	○	○			✓								/	/	
50	民間障害(児)者施設等運営費補助金(市外施設分)	健康福祉局	13,652	15	○				✓								/	/	
51	心身障害者(児)等要高度対応歯科治療事業費補助金	健康福祉局	58,861	1	○				✓	✓			✓				/	/	
52	精神障害者地域活動支援センター(A型)事業運営費補助金	健康福祉局	131,158	12	○				✓				✓				/	/	
53	身体障害者住宅資金融資利子補給金	健康福祉局	82	34	○			●	✓				✓		✓				
54	障害者(児)レスパイト事業費補助金	健康福祉局	1,164	18	○								✓				/	/	
55	精神障害者家族会連合会補助金	健康福祉局	166	48	○			●		✓			✓		✓	✓	✓		
56	断酒新生会運営費補助金	健康福祉局	90	46	○			●		✓			✓		✓	✓	✓		
57	神奈川県精神保健福祉協会運営費補助金	健康福祉局	18	53	○			●		✓			✓		✓	✓	✓		
58	神奈川県社会復帰支援会運営費補助金	健康福祉局	60	45	○			●		✓			✓		✓	✓	✓		
59	川崎授産学園障害者就労支援市民交流事業補助金	健康福祉局	17,047	4	○				✓				✓			✓	/	/	

基本情報					リスク評価				改善を要する事項(共通)項目										
No	補助金等名称	所管局区	H30年度 決算額 (千円)	継続 年数	金額 (1千 万円 以上)	支払 方法 (前金 払又は 資金前 渡)	財務 諸表 を確認 してい ないもの	継続 年数 (20年 以上)	(1)ア 公益上 の必要 性の明 文化	(1)イ 対象経 費の明 確化	(1)ウ 申請書 等の様 式化	(1)エ 実績報 告書の 提出の 明文化	(1)オ 要綱等 のHP掲 載	(2)ア 申請書 類の不 備	(2)イ 支出方 法が不 適切	(2)ウ 実績報 告書類 の不備	(3) 効果検 証につ いて(評 価指 標の設 定が 無い)	(3) 効果検 証につ いて (効果検 証が不 十分)	(4) 選り処 理
60	障害者地域就労援助センター運営費補助金	健康福祉局	120,648	27	○			●								✓			
61	難病患者相談研修支援事業補助金	健康福祉局	3,245	27		○		●					✓		✓	✓	✓		
62	猫の不妊去勢手術補助金	健康福祉局	5,195	27		○		●	✓										
63	川崎市救急病院等確保事業補助金	健康福祉局	67,966	24	○	○		●					✓				✓		
64	病院群輪審制病院運営事業補助金	健康福祉局	49,657	40	○			●					✓				✓		
65	小児救急医療支援実施事業補助金	健康福祉局	99,871	16	○								✓			✓	/	/	
66	救命救急センター運営費補助金	健康福祉局	58,841	38	○			●					✓				✓		
67	救命救急センター医療設備整備事業補助金	健康福祉局	34,500	33	○			●					✓				✓		
68	夜間急患センター整備事業補助金	健康福祉局	21,933	24	○			●					✓				✓		
69	中部小児急病センター運営費補助金	健康福祉局	40,145	5	○				✓								/	/	
70	周産期医療ネットワーク推進事業補助金(総合周産期母子医療センター運営費補助金)	健康福祉局	104,041	8	○					✓			✓				/	/	
71	周産期医療ネットワーク推進事業補助金(周産期救急医療施設運営費補助金)	健康福祉局	14,400	7	○					✓							/	/	
72	障害者福祉施設等整備事業補助金	健康福祉局	134,046	20	○			●											
73	市内事業者エコ化支援補助金	環境局	10,890	8	○												/	/	
74	住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助金	環境局	18,965	12	○												/	/	
75	家庭用生ごみ処理機等購入費助成金	環境局	2,197	17		○											/	/	
76	浄化槽設置資金助成金	環境局	0	48		○		●											
77	中小企業団体等共同施設補助金	経済労働局	12,126	23	○			●									✓		
78	公衆浴場経営安定等補助金	経済労働局	26,166	41	○			●									✓		
79	商店街ソフト事業支援補助金	経済労働局	10,460	15	○											✓	/	/	
80	川崎市観光協会補助金	経済労働局	19,222	66	○			●											
81	がんばるものづくり企業操業環境整備助成金	経済労働局	57,570	1	○												/	/	
82	先端産業創出支援助成金	経済労働局	136,324	10	○												/	/	
83	川崎市産業振興財団運営費補助金	経済労働局	189,923	30	○			●		✓									
84	中小企業支援代位弁済補助金	経済労働局	47,645	55	○			●											
85	川崎市制度融資信用保証料補助金	経済労働局	573,978	55	○			●											
86	緑化推進事業補助金	建設緑政局	47,165	32	○		○	●	✓								✓		
87	川崎港振興協会補助金	港湾局	31,305	25	○			●	✓	✓							✓		
88	特定優良賃貸住宅管理費助成金	まちづくり局	10,574	24	○			●					✓				✓		
89	川崎駅周辺既存ストック活用事業補助金	まちづくり局	10,000	0	○								✓				/	/	

No	基本情報				リスク評価		改善を要する事項(共通)項目												(4) 適正処理
	補助金等名称	所管局区	H30年度 決算額 (千円)	継続 年数	金額 (1千 万円 以上)	支払 方法 (前金 払又は 貸付金 前払)	財務 諸表 を添付 している もの	継続 年数 (20年 以上)	(1)ア 公益上 の必要 性の明 文化	(1)イ 対象経 費の明 確化	(1)ウ 申請書 等の様 式化	(1)エ 実績報 告書の 提出の 明文化	(1)オ 実績等 のHP掲 載	(2)ア 申請書 類の不 備	(2)イ 支出方 法が不 適切	(2)ウ 実績報 告書類 の不備	(3) 効果検 証につ いて評 価の指 標の設 定が不 十分	(3) 効果検 証につ いて (効果検 証が不 十分)	
90	緑のボランティアセンター管理運営補助金	建設緑政局	50,399	12	○		○		✓										
91	高津区民祭補助金	高津区	245	44	○		●			✓	✓				✓		✓		
92	消防団活動補助金	消防局	11,478	48	○		●	✓	✓								✓		
93	川崎市学校視察研究協議会補助金	教育委員会事務局	103	18	○					✓									
94	川崎市立校長会等補助金	教育委員会事務局	6,931	43	○		●			✓							✓		
95	川崎市立学校部活動サポート奨励金	教育委員会事務局	18,008	3	○	○							✓						
96	川崎市立高等学校部活動等台同支援補助金	教育委員会事務局	253	1	○								✓						
97	神奈川県高等学校定通教育振興会補助金	教育委員会事務局	80	50	○		●										✓		
98	川崎市高等学校奨学金	教育委員会事務局	57,367	56	○		●												
99	川崎市生涯学習財団補助金	教育委員会事務局	138,934	28	○		●	✓	✓	✓						✓			
100	公益財団法人川崎市学校給食会一般事業補助金	教育委員会事務局	66,736	60	○		●	✓	✓										
101	川崎・横浜公害保健センター運営費補助金	健康福祉局	22,497	41	○		●	✓	✓	✓			✓			✓			
102	国際コンテナ戦略港湾事業関連補助金	港湾局	147,501	7	○								✓						
合計					78	31	4	62	33	43	13	2	43	3	14	27	41	1	2

参考

○関係法令等

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

地方自治法（抜粋）

（寄附又は補助）

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

地方自治法施行令（抜粋）

（資金前渡）

第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

（概算払）

第 162 条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

3 補助金、負担金及び交付金

（前金払）

第 163 条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

2 補助金、負担金、交付金及び委託費

(3) 川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年規則第 7 号）

川崎市補助金等の交付に関する規則

（目的）

第 1 条 この規則は、法令に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）補助金等 本市が交付する補助金及び利子補給金をいう。

（2）補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

（3）補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

（交付の申請）

第 3 条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業等の目的及び内容により、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金等の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第10条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第12条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金等の返還)

第15条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者等は、第14条の規定による取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられるものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。（財産の処分の制限）

第17条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（1） 不動産及びその従物

（2） 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

（3） その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

（報告等）

第18条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対し、補助事業等に関する報告を求めることができる。

（４）川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）

川崎市予算及び決算規則（抜粋）

（予算執行伺）

第23条 局長が歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺（以下「執行伺」という。）を作成し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げるものについては、執行伺の作成を省略することができる。

（1） 報酬、給料、職員手当その他給与費で支給額及び支給期日の定めのあるもの

（2） 退職年金等及び旅費

（3） 電気、水道、ガス、電話及びテレビの使用料、ごみ、粗大ごみ及び汚泥の処理の手数料、浄化槽等の清掃手数料その他の経常的かつ定期的に支払う経費

（4） 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づく官報掲載料

（5） 料金後納郵便料及び公金取扱手数料

（6） 有料道路通行料及び駐車場使用料（即時払により一時的に使用する場合に限る。）

（7） 保育所等の施設において直接行う主食、副食、間食等の給食に関するもの及び船員食料費

（8） 生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童手当法（昭和46年法律第73号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法

律第40号)、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)に基づく各種扶助費

- (9) 新聞、官報、追録、定期的に刊行される雑誌その他零細なもので、毎月支払われるもの
- (10) 建物等の軽易な(100,000円以下)小破修繕料
- (11) その他市長が別に定めるもの

(5) 川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)

川崎市金銭会計規則(抜粋)

(資金前渡できる経費の範囲)

第92条 令第161条第1項第17号の規定により資金の前渡をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (3) 負担金、補助金及び委託金

(6) 補助・助成金見直し方針(平成17年3月23日市長決裁)

平成17年3月23日
市長決裁

補助・助成金見直し方針

1 目的

補助・助成金は公益上必要がある場合において支出するもので、一定の行政目的達成のために活用してきました。制度開始時には、行政需要や公益性があった補助・助成金であっても、制度開始から長期にわたり存続する補助・助成金は、時間の経過とともに既得権益化する場合や、社会経済環境の変化に伴い目的や必要性が不明確になるなど、行政の公正さを損なう恐れがあります。

一方、市民・各種団体とのパートナーシップを強化し、新たな公民の役割分担を構築する有効な行政手段のひとつとして、補助・助成金の積極的な活用も望まれています。

こうしたことから、個々の補助・助成金を取り巻く社会経済環境の変化及び極めて危機的な状況にある本市財政状況を踏まえ、客観的な視点から、補助・助成金の目的と必要性を総点検し、適正化に向けた取組みを進めるとともに、市民や様々な団体の支援を通して、地域の公益目的を達成するための補助・助成金は、市民と行政のパートナーシップを築く観点から、NPO等を含め、必要性の高いところには重点的な活用を図る必要があります。

本市においては、平成15年度から市のホームページ等において交付状況を公開し、平成16年度からは市民活動に関する補助・助成金について、公正性・透明性を確保する観点から外部委員の審査を通じて市民活動団体に配分できるよう、「市民活動育成推進事業」に統合して予算化するなどの取組みを進めてきました。

今後も持続可能な財政運営を実現し、限られた財源を有効に活用するためには、それぞれの補助・助成金について客観的な視点から必要性や効果等について検証し、費用対効果が低くなったものや、その役割が薄れたものは見直していかなければなりません。これら補助・助成金の不断の見直しを行うことを目的に、この方針を策定するものです。

2 分 類

補助・助成金については一括りで「補助・助成金」と表していますが、人件費を含む出資法人への補助金から個人に対する補助金まで多様な形態を有しています。

したがって、その内容に即した見直しを行うためには補助・助成金の性質に沿った分類をした上で見直す必要があります。

[分類]

- I 特定財源型補助金・・・国庫補助金や県補助金などの特定財源が充当
 - 1 事業費補助・・・・・・・・・・2以外に、事業費に対して補助
 - 2 施設整備費補助・・・・・・・・・・施設建設費，整備費に対して補助
- II 協調型補助金・・・・・・・・・・国・県などと協調してルールに基づき補助
- III 出資法人（25％以上）への補助金・・・出資法人に対して補助
 - 1 派遣人件費を含む補助・・・派遣職員の人件費を含めて補助
 - 2 事業費補助・・・・・・・・・・1以外に、事業費に対して補助
- IV 調整・補完型補助金・・・官民格差の是正などの目的で補助
- V 団体支援型補助金・・・・・・・・・・市民団体などが活動するための運営費に対して補助
 - 1 市関連団体への補助・・・III以外の市関連団体へ補助
 - 2 その他の団体への補助
 - ①公の施策団体補助・・・公の施策を補完することを目的とする団体に補助
 - ②市民生活団体補助・・・市民生活を支援することを目的とする団体に補助
 - ③経済活動団体補助・・・経済的活動を支援することを目的とする団体に補助
 - ④福祉団体補助・・・・・・・・・・福祉的活動を支援することを目的とする団体に補助
 - ⑤教育・文化団体補助・・・教育・文化活動を支援することを目的とする団体に補助
- VI 事業支援型補助金・・・・・・・・・・市が奨励している事業に対して補助
 - 1 研修費補助・・・・・・・・・・研究費・研修費に対して補助
 - 2 イベント補助・・・・・・・・・・イベント開催費に対して補助
 - 3 委託型補助・・・・・・・・・・委託的な要素を含みつつ補助
 - 4 投資的経費への補助・・・普通建設事業に対して補助
 - 5 周年事業・当番市への補助・周年事業や当番市の事業に対して補助
 - 6 利子補助金・・・・・・・・・・利子負担の軽減のために補助
 - 7 その他事業支援補助
 - ①公の施策事業補助・・・公の施策を補完することを目的とする事業に補助
 - ②市民生活事業補助・・・市民生活を支援することを目的とする事業に補助
 - ③経済活動事業補助・・・経済的活動を支援することを目的とする事業に補助
 - ④福祉事業補助・・・・・・・・・・福祉的活動を支援することを目的とする事業に補助

⑤教育・文化事業補助・・・教育・文化活動を支援することを目的とする事業に補助

Ⅶ 個人支援型補助金・・・補助金の交付先が個人

3 見直し基準

(1) 総括的事項

制度発足当時には行政需要があった事業であっても、社会経済状況の変化とともにその必要性は薄れていくことがあります。時代の変遷とともに移り変わる市民ニーズに的確に対応するためには次に掲げる事項について、常に見直しを続ける必要があります。

- ① 市の政策目標に合致しているのか
 - ・ 総合計画での位置付け
 - ・ 市民ニーズの変化
- ② 政策目標実現のための手段として補助事業が適正な執行方法か
 - ・ 費用 対効果及び市の直接執行との比較
 - ・ 公益性・公平性の確保

(2) 分類毎の見直し基準

個々の補助・助成金の性質に合わせ、次の基準に従い見直します。

I 特定財源型補助金

国庫補助金等の対象経費と対象外経費を明確化し、対象外経費については行政目的や公益性などを改めて検証し、段階的削減を図り、原則として廃止します。

II 協調型補助金

国・県等との負担基準を明確にし、行政目的や公益性などを改めて検証して負担割合の適正化を図り、付加されている部分は原則として廃止します。

III 出資法人（25%以上）への補助金

行財政改革プランに基づく出資法人の見直しと連携し、「出資法人の経営改善指針」に従い見直すこととします。

IV 調整・補完型補助金

民間との格差、行政目的や公益性などを改めて検証してその適正化を図り、付加されている部分は原則として廃止します。

V 団体支援型補助金

団体が行う事業の公益性や継続期間を検証し、団体の自立を促す観点から、原則として、補助・助成金の上限はその団体が自ら調達できる財源と同額とし（補助対象経費に対し最大限1/2補助）、補助・助成金交付の終期が設定できる計画を策定します。

(主なポイント)

- ・ 派遣職員やプロパーの人件費に係わる補助金の必要性
- ・ 管理経費に係わる補助金の必要性の確認
- ・ 団体の自立に向けての今後の計画の確認
- ・ 補助金の継続年数の確認
- ・ 補助率の確認
- ・ 補助金の多寡の確認

- ・繰越金等、運営状況の確認

VI 事業支援型補助金

事業の公益性を検証し、目的、達成目標を明確にします。

1 研修費補助

研修・研究内容とその必要性、行政目的や公益性などを改めて検証して、原則として終期を設定します。

2 イベント補助

行政目的や公益性などを改めて検証して、原則として廃止します。

3 委託型補助

委託料での執行を検討します。

4 投資的経費への補助

臨時的な補助のため、一件毎に内容を精査します。

5 周年事業・当番市事業への補助

臨時的な補助のため、一件毎に内容を精査します。

6 利子補助金

最新の金融情勢を勘案するなど、利子補給の必要性を検証します。

7 その他事業支援補助

事業の公益性を検証し、透明性・公平性を確保するため補助金の根拠と目的を明確にします。

(主なポイント)

- ・補助期間の確認
- ・受益者負担のあり方の検討
- ・補助金の継続年数の確認
- ・補助率の確認
- ・補助金の多寡の確認

VII 個人支援型補助金

公平性と受益者の負担を検証します。

4 見直し方法

それぞれの補助・助成金について、各年度の予算編成に合わせて「見直し基準」との整合等について検証し、不断の見直しを行うこととします。